

子どもが3歳未満の養育で給料が下がったら

～ 養育特例のご案内 ～

3歳未満の子を養育している組合員の標準報酬月額が、養育期間前の標準報酬月額を下回る場合に、届出をしたときは、養育期間前の高い標準報酬月額で年金額が計算されます。

例 給料（標準報酬）が
月28万円から24万円に下がったケース

給料（標準報酬）
28万円 (A)



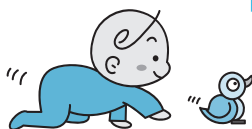
給料（標準報酬）
24万円 (B)



将来の受給額	
通常	(B) に見合う金額

将来の受給額	
特例を 申請	(A) に見合う金額

※ 届出については、共済事務担当課まで
お問い合わせください。



定時決定に関するQ&A



Q 定時決定って何ですか？
また、定時決定されたことでどうなるのですか



A 定時決定とは、毎年7月1日現在、組合員である方の4月・5月・6月の3カ月間の報酬の平均によって、「標準報酬月額」を決定（＝定時決定）することをいいます。
定時決定された標準報酬月額をもとに、9月から翌年8月まで掛金が算定（徴収）されます。

4月の報酬

基本給
諸手当

5月の報酬

基本給
諸手当

6月の報酬

基本給
諸手当

※ 諸手当…時間外勤務手当、扶養手当、通勤手当など

3ヵ月間の報酬の平均



標準報酬月額

【9月より適用】

- 翌年8月まで定時決定された標準報酬月額が適用されます。
- 6月から7月の間に組合員となった場合は、その年の定時決定とはなりません。